

いじめ防止基本方針（概要版）

名古屋市立若宮商業高等学校

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。本校は、上記のことを踏まえ、以下の点を旨に、いじめの防止等のための対策を行う。

2 校内体制

- ・ 校長を責任者とし、「いじめ対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。
- ・ 「いじめ対策委員会」の構成員
校長・教頭・教務主任・総務主任・生徒指導主事・進路指導主事・保健主事・生徒会主任・図書主任・学年主任・当該生徒担任・養護教諭・スクールカウンセラー

3 教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が人権意識を持つ。
- ・ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ 生徒とふれあう時間をできる限り多く取る。
- ・ 生徒の話に耳を傾け、親身になって対応し、生徒との信頼関係を築く。
- ・ いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。
- ・ 暴力を伴わないいじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく対応する。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。

4 未然防止の取組

- ・ 「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にする心を育むとともに、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。
- ・ 「わかる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業」づくりに向け、教師一人一人の授業力向上に努める。
- ・ 学校行事を通じて、他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気付くようにする。また、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、「友達によさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」などの場や機会を設定する。

5 早期発見の取組

- ・ 日頃から生徒との触れ合いを多くして、生徒一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにしいじめの兆候、生徒が示すサインを見逃さないようにする。
- ・ 質問紙によるアンケート調査や教育相談等の実施により、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し事実関係の把握や未然防止の取組の評価・改善につなげる。
- ・ 年度当初に、生徒について、担任との面談を実施する。
- ・ 生徒が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も実施する。
- ・ 保護者に対しては、日頃から生徒のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るよう依頼しておく。

6 いじめが発生した場合の対応・措置

